

平成29年度 包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票 <意見>

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和3年2月末時点における対応状況	
					内容	
14	地域創生部 地域創生課	施設共通	資産(価値)保全のための 保険の利活用	他施設から借り入れる物品や入場者等については、保険に加入しているが、収蔵品については、保険料の見積りも取得されておらず、保険加入の是非が検討された証跡は認められなかった。 リスクヘッジの観点から、保険加入の必要性、保険料の多寡や加入範囲等について十分に検討を行う必要がある。	美術館・博物館では、美術品等を収集し、適切に保管し、展示することを第一として業務を行っており、収蔵品の保管管理に万全を期している。 各施設の収蔵品に関する保険加入については、費用や加入範囲等を含めて必要性を検討する。	
43	生活こども部 生活こども課	女性相談所・三 山寮	老朽化した備品の更新	昭和59年の施設建築時に取付けられたエアコンや平成6年に取得されたブラウン管テレビが現在も利用されている。 老朽化が進んでいることや施設の利便性などを考えれば、故障する前に買い替えることを検討すべきである。	エアコンについては、今年度1カ所(相談室・作業室)について令和3年3月に入替を実施する。 これに伴い施設の利用方法を見直し、必要な整備が終了した。	
59	地域創生部 文化振興課	近代美術館	施設所有(管理)者賠償責任 保険の締結	他館から借りている作品等は損害保険に加入しているが、多くの収蔵品は損害保険の対象となっておらず、その評価額は合計43億3355万6748円である。 火災や地震のリスクを回避するため、本施設が施設所有(管理)者賠償責任保険等の契約を締結する必要性を検討すべきである。	保険加入については、各館共通の課題として、費用や加入範囲等を含めて必要性を検討する。	
69	地域創生部 文化振興課	近代美術館	利用価値のない物品の処分・ 所在不明品の管理	平成13年度監査において、利用価値のない物品の処分をするよう提言されていたが対処されておらず、また、台帳に現物の存在が確認できないものも少なからず存在する。 利用価値のないものは処分し、所在不明品は帳簿上も存在が確認できる物品とは別管理とすることが望ましい。	不要物品のうち、プロパン焼窯など産業廃棄物については、令和3年度当初に処分業者に委託し、台帳から削除したい。	
94	地域創生部 文化振興課	館林美術館	入場券の前売りの検討	企画展の開催前に入場券の前売り販売を行うことにより、企画展について一定の宣伝効果が見込まれると判断される場合には、前売り販売の導入を検討すべきであると考えられるため、入場券の前売り販売による宣伝効果の検証を行うことが必要である。	令和3年度から一部の施設でキャッシュレス決済を導入予定であることから、今後オンラインチケット販売の導入と併せて、前売り販売についても各館共通の課題として検討する。	
103	地域創生部 文化振興課	歴史博物館	施設所有(管理)者賠償責任 保険の締結	収蔵品には一切損害保険はかけていないが、県民の財産を預かっており、かつ、火災や地震のリスクは看過できないことから、重要品に限っても損害保険等の保険契約を締結する必要はないのか、少なくとも検討の必要がある。	保険加入については、各館共通の課題として、費用や加入範囲等を含めて必要性を検討する。	
107	地域創生部 文化振興課	歴史博物館	収蔵品に係る情報の登録	収蔵品管理システムに収蔵品の貸出履歴等を登録しておらず、当該情報は紙ベースで管理しているが、業務上非効率であり、また、システムに登録した方が情報共有も行いやすい。 今後は、収蔵品の貸出履歴等も収蔵品管理システムに登録することが望まれる。	現品確認実施計画書に基づき、収蔵品管理システムへの移行に向けて、既存台帳の突合作業や台帳整備などデータの整理を行っている。	
109	地域創生部 文化振興課	歴史博物館	収蔵庫の整理整頓	棚におさまらない収蔵品、段ボールに保管されたままの荷解きがなされていないものが散見された。 収蔵品の劣化を防ぐためにも、収蔵庫の整理を外注するなどして一刻も早く整理整頓し、収蔵品の保管を適切な状態にすべきである。	床置き資料(大型品を除く)は棚に収納し、改善した。段ボールに入ったままの資料は専用の文書収納箱を作成の上、入れ替え作業を実施している。	
131	地域創生部 文化振興課	土屋文明記念文 学館	収蔵品に対して損害保険を かけた場合の保険料の見 積り	館所有の収蔵品に関して動産保険に加入していない。過去に見積りをとった形跡はなく、かかる費用を具体的に想定しないまま感覚的に高そうであるという判断は妥当でない可能性もある。 複数のパターンで見積りをとって、まずはリスクヘッジのコストを把握しておくべきである。	保険加入については、各館共通の課題として、費用や加入範囲等を含めて必要性を検討する。	

平成29年度 包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票 <意見>

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和3年2月末時点における対応状況	
					内容	
149	地域創生部 文化振興課	県民会館	附属設備及び備品の利用申請	現在の規定では、附属設備及び備品の利用申請や変更は、原則として予定日の3日前まで申請しなければならないが、当日にしなければならないの判断がつかないものもあるため、実際には例外規定により、利用当日に行われている。 原則と例外が入れ替わっているため、実情に合わせ、附属設備及び備品の利用申請及び変更は、利用当日まで認めることができるよう、規則及び要領の規定内容を変更すべきである。	当施設が「県有施設のあり方見直し」対象施設に選定され、現在今後のあり方を検討している。 規則等の改正の必要性についてもその中で総合的に検討していく。	
156	地域創生部 文化振興課	県民会館	修繕工事における請負業者の固定化	修繕工事に関しては、保守点検業者が保守点検等を行っている施設設備の修繕工事を随意契約により受注しているケースが多い。 保守点検業者が保守点検業務の受託期間中に点検している施設設備の修繕工事を受注することが想定されているならば、指名競争入札の時点で、保守点検箇所の修繕工事まで担当すること、及び修繕工事については迅速に対応することなどを明示した上で受託業者を選定することも検討すべきである。	(指定管理者) 修繕工事については、可能な限り三者以上の業者から見積書を徴することとした(緊急の場合等を除く)。 ただし、施設の老朽化が進み、求められる修繕を行うことが出来ないことを理由に入札を辞退する業者が増加し、三者以上の見積書を徴することが困難になっている。	
180	地域創生部 文化振興課	自然史博物館 附属ホール(富岡市かぶら文化ホール)	自主事業についての収支計画	収支計画における支出の一部の費目(人件費、消耗品費等の事務費、維持管理費)について、指定管理業務に関するものと自主事業に関するものが区別されておらず、自主事業にはこれら経費が按分されていない。経済性や効率性のチェックの必要上、実績値で適正な按分計算がなされることを前提に収支計画を作成すべきである。	予算上の支出経費は指定管理者事業と自主事業の区分に明確に分かれている。 人件費について、指定管理者事業と自主事業を適正に按分計算・管理を行い収支計画を作成する。	
183	地域創生部 文化振興課	自然史博物館 附属ホール(富岡市かぶら文化ホール)	仮予約の有効期限について	仮予約についての規程がなく、仮予約の有効期限が定められていないまま運用されており、仮予約の長期化などの混乱を招く恐れがある。仮予約について規定するとともに、電話での仮予約が可能であることや仮予約の有効期限も明記する必要がある。	他のホールの状況を確認するとともに、仮予約の取扱いに係る内規の整備を検討する。	
210	地域創生部 スポーツ振興課	総合スポーツセンター(ALSOKぐんま総合スポーツセンターほか)	備品管理シールについて	備品に貼付すべき備品管理シールが一部剥がれ落ちているものや、貼付場所が適切でないものが散見された。適切な貼付場所に貼付し、または剥がれ落ちないように補強するとともに、剥がれ落ちたものが発見された場合には直ちに貼り直す等、対策が必要である。	指定管理者から備品管理シールが剥がれているとの報告があったものについては、シールを再作成し、貼り直している。 物品数が多く、一度に全部の備品を確認するが困難であることから、令和2年度から順次対応している。 今年度はアイスアリーナ、武道館の確認を行ったところであり、令和3年度にアリーナ、本館、サブアリーナを実施する予定である。	
210	地域創生部 スポーツ振興課	総合スポーツセンター(ALSOKぐんま総合スポーツセンターほか)	備品の整理	故障したものや使用していない物品が、一部台帳に残存し、物品として残っているものがあるため、改めて見直しを行い、適宜廃棄するなど整理が必要である。	指定管理者から故障した物品等の報告があったものについては、適宜廃棄するなど整理を進めている。 物品数が多く、一度に全部の備品を確認するが困難であることから、令和2年度から順次対応している。 今年度はアイスアリーナ、武道館の確認を行ったところであり、令和3年度にアリーナ、本館、サブアリーナを実施する予定である。	

平成29年度 包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票 <意見>

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和3年2月末時点における対応状況
					内容
247	地域創生部 スポーツ振興課	ライフル射撃場	屋根設置の必要性について	<p>10メートル射撃は、大会規定上屋内でなければならないところ、本施設では当初屋外であったものに屋根を作成し、屋内とみなして運用している。屋内とみなす運用が大会運営上今後も通用するとは限らず、県が重要視している国体で競技場として認められない可能性がある。</p> <p>50メートル射撃は屋外であり、紙標的を使用している関係上、雨が降ると紙がしけり、標的の使用に支障が生じる。ただし、電子標的への移行が進めば、事情が変わる可能性もあるので、他の課題との関係で優先順位を考慮しつつ、整備を進めていくことが望ましい。</p>	「県有施設のあり方見直し」の対象施設であり、県の最終報告に基づき、対応を検討する。
247	地域創生部 スポーツ振興課	ライフル射撃場	電子標的への移行について	<p>本施設は、電子標的を導入しておらず、紙標的であるが、全日本ライフル射撃協会の競技ルール基準を満たしていないことや、国体を含めた大会実施、県内競技者の育成等のためには、電子標的を導入することも検討課題とすべきである。</p> <p>また、雨や水滴で紙標的が使用できない等利用者に不便を来す結果となっていることから、雨漏り修繕と併せて検討し、合理的な結論を出すべきである。</p>	「県有施設のあり方見直し」の対象施設であり、県の最終報告に基づき、対応を検討する。
257	地域創生部 スポーツ振興課	ライフル射撃場	環境汚染対策としての調査の必要性	<p>当該弾に含有する鉛の環境汚染問題に関して、本施設周辺には集落も水もなく調査の必要性が低いことなどから、これまで特段の調査は行われていない。</p> <p>的場付近に鉛弾が残ることがすなわち鉛汚染ではないが、射撃場の鉛問題に関しては、環境省もガイドラインを整備しており、問題化されているため、取り壊す等の事態となった場合には、精密な調査が必要となる。</p>	「県有施設のあり方見直し」の対象施設であり、県の最終報告に基づき、対応を検討する。 必要になった場合は、環境省ガイドラインに則った調査を実施する。